

令和元年10月分から

3歳児から5歳児クラスまでの子どもの保育料が無償化となりました。

※3歳未満児クラスの市町村民税非課税世帯の子どもについても対象となります。

令6年度 村上市利用者負担額(保育料)基準額表

3号認定

令和6年4月1日現在(単位:円)

階層区分	父母の市町村民税の状況(父母の両方が市町村民税非課税の場合、生計を一にする祖父母の市町村民税を合算する場合があります)	3歳未満児【3号認定】	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等	0	0
B	非課税世帯	0	0
C1	所得割非課税世帯	8,000	7,800
C2	12,600円未満	9,000	8,800
C3	12,600円以上 24,600円未満	10,000	9,800
C4	24,600円以上 36,600円未満	11,000	10,800
C5	36,600円以上 48,600円未満	12,000	11,700
D1	48,600円以上 61,000円未満	14,000	13,700
D2	61,000円以上 73,000円未満	16,000	15,700
D3	73,000円以上 85,000円未満	19,000	18,600
D4	85,000円以上 97,000円未満	22,000	21,600
D5	97,000円以上 121,000円未満	27,000	26,500
D6	121,000円以上 145,000円未満	31,000	30,400
D7	145,000円以上 169,000円未満	35,000	34,400
D8	169,000円以上 213,000円未満	38,000	37,300
D9	213,000円以上 257,000円未満	42,000	41,200
D10	257,000円以上 301,000円未満	45,000	44,200
D11	301,000円以上 397,000円未満	48,000	47,100
D12	397,000円以上	51,000	50,100

利用者負担額は、4月から8月分までは令和5年度市町村民税課税状況で決定し、9月分以降は令和6年度市町村民税課税状況で決定します。

基準となる市町村民税額は寄附金税額控除及び住宅借入金等特別控除、外国税控除等を控除する前の税額により階層区分の認定が行われます。

保育料の軽減制度について

◎生計を一にする養育している子どもが複数いる場合、3歳未満児の子ども(3号認定)の保育料については、以下のとおり多子軽減制度が適用されます。

区分	市町村民税の状況(※2)	国の軽減制度					市の軽減制度(生計を一にする養育する子が3人以上)
		要保護世帯等(※1)		左以外			
		非課税の場合	所得割額が非課税または所得割の合計額が48,600円未満の場合	所得割の合計額が48,600円以上77,101円未満の場合	所得割の合計額が57,700円未満の場合	所得割の合計額が57,700円以上の場合(※3)	制限なし
	上記の表の階層区分	B階層	C階層の全部	D1階層 D2階層 D3階層の一部	B階層 C階層の全部 D1階層の一部	D1階層の一部 D2階層 以上	すべての階層
利用者負担	1人目	無料	1,000円を控除した額の半額	半額(D3階層は9,000円)	全額(B階層は無料)	全額	全額
	2人目	無料	無料	無料	半額(B階層は無料)	半額	半額
	3人目以降	無料	無料	無料	無料	無料	無料
多子計算の子の範囲	小学生以上	対象	対象	対象	対象	カウントの対象外	対象
	小学校就学前					対象	

(※1) ひとり親世帯、障害児(者)のいる世帯等をいいます。

(※2) 父母の両方について市町村民税が非課税の場合は、生計を一にする祖父母の市町村民税額を合算する場合があります。

(※3) 利用者負担の1人目、2人目、3人目以降の数は、小学校就学前の施設を利用している子どものうち最年長の子どもを1人目とし、次の子どもを2人目、以降を3人目以降と数えます。

※保育料の軽減は、村上市が利用者負担額を決定する施設(公立保育園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所)をご利用の方が対象となります。

◎保育料の無償化に伴い、3歳以上児(2号認定)のお子さんについては、**副食費**(おかず、おやつ等)などは保護者の負担となります。公立保育園に通われるお子さんについては**4,500円を保育料とは別に負担していただきます**。私立の施設に通われているお子さんの副食費については、通園している施設へご確認ください。

※3歳未満児(3号認定)のお子さんについては副食費を別途負担する必要はありません。

◎副食費については、保育料の無償化にあたり保護者負担が増えないよう、以下のとおり免除制度が設けられます。

●対象者

- (1) 年収360万円未満相当世帯の子ども
- (2) 所得階層に関わらず、第3子以降の子ども

副食費の免除範囲について【2号認定】

階層区分	父母の市町村民税の状況(父母の両方が市町村民税非課税の場合、生計を一にする祖父母の市町村民税を合算する場合があります)	第1子	第2子	第3子
A	生活保護世帯等			
B	非課税世帯			
C1	所得割非課税世帯			
C2	12,600円未満			
C3	12,600円以上24,600円未満	◎	◎	
C4	24,600円以上36,600円未満			
C5	36,600円以上48,600円未満			
D1 ※1	要保護世帯※2			
	その他			
D2	要保護世帯※2	◎	◎	
	その他	×	×	
D3 ※1	要保護世帯※2	◎	◎	◎
	要保護世帯※2			
	その他			
D4	85,000円以上97,000円未満			
D5	97,000円以上121,000円未満			
D6	121,000円以上145,000円未満			
D7	145,000円以上169,000円未満	×	×	
D8	169,000円以上213,000円未満			
D9	213,000円以上257,000円未満			
D10	257,000円以上301,000円未満			
D11	301,000円以上397,000円未満			
D12	397,000円以上			

※1 階層のうち市町村民税所得割の額により免除範囲が変更となります。

◎免除対象 ×免除対象外

※2 ひとり親世帯、障害児(者)のいる世帯等をいいます。

副食費の負担額は、4月から8月分までは令和5年度市町村民税課税状況で決定し、9月分以降は令和6年度市町村民税課税状況で決定します。

基準となる市町村民税額は寄附金税額控除及び住宅借入金等特別控除、外国税控除等を控除する前の税額により階層区分の認定が行われます。

すべての世帯の第3子以降の子どもについて、副食費が免除されます

◎市では生計を一にする養育している子どもが3人以上いる世帯について、年齢制限を設けずに、第3子以降の副食費を免除します。

区分	国の軽減制度				市の軽減制度 (生計を一にする養育する子が3人以上)	
	保育認定【2号認定】					
市町村民税の状況 (※2)	非課税の場合	要保護世帯等(※1)		左以外の場合		区分なし
		所得割額が非課税または所得割の合計額が48,600円未満の場合	所得割の合計額が48,600円以上77,101円未満の場合	所得割の合計額が57,700円未満の場合	所得割の合計額が57,700円以上の場合	
小学生以上	対象	対象	対象	対象	カウントの対象外	対象
小学校就学前	対象	対象	対象	対象	対象	

(※1) ひとり親世帯、障害児(者)のいる世帯等をいいます。

(※2) 父母の両方について市町村民税が非課税の場合は、生計を一にする祖父母の市町村民税額を合算する場合があります。

◎保育料の無償化にあたり、副食費については、保護者の負担が増えないよう以下のとおり免除制度が設けられます。

●対象者

- (1) 年収360万円未満相当世帯の子ども
- (2) 所得階層に関わらず、第3子以降の子ども

副食費の免除範囲について【1号認定】

階層区分	父母の市町村民税の状況(父母の両方が市町村民税非課税の場合、生計を一にする祖父母の市町村民税を合算する場合があります)		第1子	第2子	第3子
A	生活保護世帯等		◎	◎	◎
B1	非課税世帯				
B2	所得割非課税世帯				
C1	所得割課税世帯	25,700円 以下	◎	◎	◎
C2		25,701円 以上 51,400円 以下			
C3		51,401円 以上 77,100円 以下			
D1		77,101円 以上 211,200円 以下			
D2		211,201円以上			
			×	×	

◎免除対象 ×免除対象外

副食費の負担額は、4月から8月分までは令和5年度市町村民税課税状況で決定し、9月分以降は令和6年度市町村民税課税状況で決定します。

基準となる市町村民税額は寄附金税額控除及び住宅借入金等特別控除、外国税控除等を控除する前の税額により階層区分の認定が行われます。

すべての世帯の第3子以降の子どもについて、副食費が免除されます

◎市では生計を一にする養育している子どもが3人以上いる世帯について、年齢制限を設けずに、第3子以降の副食費を免除します。

区分	国の軽減制度				市の軽減制度 (生計を一にする養育する子が3人以上)
	教育標準時間認定【1号認定】				
	要保護世帯等(※1)		左以外の場合		区分なし
市町村民税の状況 (※2)	非課税の場合	所得割額が非課税または所得割の合計額が77,100円以下の場合	所得割の合計額が77,100円以下の場合	所得割の合計額が77,101円以上の場合	
小学校4年生以上	対象	対象	対象	カウントの対象外	対象
小学校3年生以下				対象	

(※1) ひとり親世帯、障害児(者)のいる世帯等をいいます。

(※2) 父母の両方について市町村民税が非課税の場合は、生計を一にする祖父母の市町村民税額を合算する場合があります。